

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和1年12月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和1年12月19日	有限会社城南観光バス(法人番号3330002023847) 代表者上田孝治	本社営業所	輸送施設の使用停止(170日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第20条、法第27条第3項	令和1年7月11日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外運送(法第20条)、(3)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(5)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	17点	17点	17点	17点
	熊本県宇城市松橋町豊福1321-1	熊本県宇城市松橋町豊福1321-1							
令和1年12月20日	株式会社友愛観光バス(法人番号8122002015147) 代表者李炳燦	九州営業所	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和1年7月1日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	14点	10点	10点	8点
	大阪府八尾市西高安町3-9	福岡県糟屋郡篠栗町津波黒112-1							